

省エネ適合性判定申請手数料(計画変更時も含む)について

横浜市建築局

- ・省エネ適合性判定の申請手数料は、判定に係る建築物の用途・床面積・計算手法によって金額が異なります。
- ・増改築の場合は、増改築をする建築物の部分の床面積の合計で手数料を算定します。

① 一戸建ての住宅の場合

一戸建ての住宅の省エネ適合性判定申請をする場合、申請手数料は住宅の床面積の区分に応じて次の金額となります。

区分	性能基準 (標準計算等)	仕様・計算併用法 (※1)	仕様基準(※2)
200㎡未満	34,000円	25,000円	17,000円
200㎡以上	38,000円	28,000円	19,000円

※1 外皮性能、一次エネルギー消費性能のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により評価したものに限りします。

※2 外皮性能及び一次エネルギー消費性能ともに仕様基準により評価したものに限りします。

② 一戸建ての住宅以外の場合

一戸建ての住宅以外の建築物の省エネ適合性判定申請をする場合、申請手数料は、住宅部分（共用部分を含む）※3の床面積及び非住宅部分の床面積に応じ、次の表に掲げる額のうち、申請に係るものを合計した額となります。

A 住宅部分 住宅部分の床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	性能基準 (標準計算等)	仕様・計算併用法 (※1)	仕様基準 (※2)
300㎡未満	69,000円	51,000円	33,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	120,000円	86,000円	57,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	200,000円	150,000円	100,000円
5,000㎡以上	280,000円	220,000円	160,000円

※1 外皮性能、一次エネルギー消費性能のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により評価したものに限りします。

※2 外皮性能及び一次エネルギー消費性能ともに仕様基準により評価したものに限りします。

※3 共同住宅の一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により建築物の省エネ性能を算出した場合、手数料の対象面積から共用部分の床面積を減じます。(共用部分の床面積を面積表等に明示していただくようお願いします。)

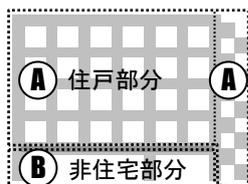
B 非住宅部分 非住宅部分の床面積の合計に応じて次の金額となります。

- ・非住宅部分のすべてが工場等の用途の場合、手数料が減額された**工場等**の料金となります。

区分	通常の用途		工場等	
	モデル建物法(※4)	モデル建物法以外 (標準入力法,BEST等)	モデル建物法(※4)	モデル建物法以外 (標準入力法,BEST等)
300㎡未満	87,000円	230,000円	19,000円	23,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	110,000円	290,000円	26,000円	31,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	150,000円	370,000円	38,000円	43,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	240,000円	530,000円	95,000円	100,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	310,000円	650,000円	140,000円	150,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	370,000円	770,000円	180,000円	190,000円
25,000㎡以上	440,000円	870,000円	220,000円	230,000円

※4 外皮性能及び一次エネルギー消費性能ともにモデル建物法(モデル建物法(小規模版)を含む)により評価したものに限りします。

【複合建築物の場合】



住宅部分（住戸部分＋共用部分）—— 床面積に応じて表 **A** 参照
 非住宅部分 —— 床面積に応じて表 **B** 参照
 申請手数料 = **A** + **B** の合計金額

(例) 住宅部分（共用部分 100 m²を含む）2000 m²、店舗部分 500 m²の建築物について、横浜市に直接申請する場合で、住戸部分を標準計算による評価方法、共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない評価方法、店舗部分にモデル建物法を使用したときの申請手数料

A 住宅部分 (2,000-100=1,900 m²) + **B** 非住宅部分 (500 m²)

性能基準（標準計算等） 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満 120,000 円	+	通常の用途 / モデル建物法 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 110,000 円	=	230,000 円
---	---	--	---	-----------

■ 軽微変更該当証明 申請手数料

建築物省エネ法施行規則第5条の規定に基づく軽微変更該当証明書の交付を横浜市に申請する場合の手数料です。

- ・ 軽微変更該当証明書の交付申請手数料は、省エネ適合性判定申請手数料の半額です。
- ・ ルート B（一定範囲内で省エネ性能が低下する変更）及びルート C（根本的な変更を除き、再計算することで基準適合が明らかな変更）の場合の手数料です。
- ・ ルート A（省エネ性能を向上させる変更）の場合は、証明書発行手数料として 300 円がかかります。

■ 建築物省エネ法（第30条）に基づく省エネ性能向上計画認定を受けた場合

建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る他の建築物の省エネ適合性判定手数料については、下記の連絡先までお問い合わせください。

■ 建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定に関するお問合せ先 ■

横浜市 建築局 建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 25階